

## 平成23年度 第23回人事委員会会議結果

### 1 開催日時

平成24年3月29日（木）午後3時～午後5時

### 2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

### 3 出席者

#### 【人事委員】

委員長	曾我紀厚
委員	中原都
委員	荒濱健太郎

#### 【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	山添久	給与課長	稲田将一
副主幹	懸樋順一	副主幹	新高謙一
副主幹	遠藤公亮		

【傍聴者】 なし

### 4 議題

議案第1号 職員の昇任選考について

議案第2号 平成22年（不）第6号事案に係る判定について

議案第3号 人事委員会規則等の制定、改廃等について

### 5 議事の公開・非公開

議案第3号を公開とし、議案第1号及び第2号を非公開とした。

### 6 議事

#### 1 議案第1号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 2 議案第2号

平成22年（不）第6号事案に係る判定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 3 議案第3号

人事委員会規則等の制定、改廃等について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり規則、通知及び決定を制定・改廃し、又は知事からの申請について承認しようとするもの。

- ① 制定・改廃する規則等の名称及び承認を行う案件
  - (1) 規則（新設）

平成24年改正条例附則第2項等の規定による給料に関する規則
  - (2) 規則（改正）
    - ア 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
    - イ 職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を改正する規則
    - ウ 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
    - エ 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則
    - オ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
    - カ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
    - キ 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
    - ク 人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
  - (3) 規則（廃止）

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則を廃止する規則
  - (4) 通知（新設）

医療職給料表(1)(2)(3)の適用を受ける職員の初任給算定基準の改正に伴う在職者の号給の決定について
  - (5) 通知（改正）
    - ア 「職の区分表について」の一部改正について
    - イ 「職員の定年に関する制度の運用について」の一部改正について
    - ウ 「給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について」の一部改正について
    - エ 「管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について」の一部改正について
    - オ 「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正について
  - (6) 通知（廃止）

「平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の運用について」の廃止について
  - (7) 決定（新設）

鳥取県人事委員会文書の管理に関する規程の制定
  - (8) 承認案件  
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第6項の規定に基づく人事委員会の承認
- ② 概要
  - (1) 給与条例の改正関係
    - ア 平成24年改正条例附則第2項等の規定による給料に関する規則の新設
      - (ア) 新設理由  
平成24年改正条例附則の規定により人事委員会規則で定めることとされた事項について規定する。
      - (イ) 規則の概要
        - ① 規則の趣旨（第1条関係）

規則制定の趣旨について規定する。

② 用語の定義（第2条関係）

規則で使用する用語の定義について規定する。

③ 「特定職員」に対応する職員の範囲（第3条関係）

平成24年4月1日から3年間、特例として給料月額に乗ずる割合を「1,000分の986」（本則は「1,000分の978」）に緩和する特定職員（職務の級及び号給が行政職給料表2級74号給から125号給までである者）に対応する職員で、行政職給料表以外の給料表の適用を受けるものを規定する。

公安職給料表	3級118号給から145号給まで
教育職給料表(1)	1級105号給から153号給まで
教育職給料表(2)	1級101号給から125号給まで
研究職給料表	1級108号給から152号給まで
医療職給料表(2)	2級80号給から105号給まで
医療職給料表(3)	2級104号給から157号給まで
海事職給料表	2級79号給から113号給まで

※ 医療職給料表(1)の適用を受ける職員（医師）については、平成24年3月31日時点で特定職員に対応する者の在職実態がないため、緩和措置は不要としている。（平成24年改正条例附則第2項で除外）

○平成24年改正条例附則（抄）

（経過措置）

2 行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級及び号給が2級74号給から125号給までであるもの（以下「特定職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）でその職務の級及び号給が特定職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるものに対する（中略）規定の適用については、平成27年3月31日までの間、新給与条例別表第1から別表第6までの備考2及び新平成23年改正条例附則第5項の規定中「1,000分の978」とあるのは、「1,000分の986」とする。

④ 「行政職2級以下職員」に対応する職員の範囲等（第4条関係）

a 「行政職2級以下職員」に対応する職員の範囲（第1項）

行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員で、行政職2級以下職員に対応するものについて規定する。

公安職給料表	1級1号給から3級145号給まで
教育職給料表(1)	1級1号給から2級24号給まで
教育職給料表(2)	1級1号給から2級36号給まで
研究職給料表	1級1号給から152号給まで
医療職給料表(1)	1級1号給から12号給まで
医療職給料表(2)	1級1号給から3級4号給まで
医療職給料表(3)	1級1号給から3級4号給まで
海事職給料表	1級1号給から2級113号給まで

b 「行政職2級以下職員」等の保障元額の算定（第2項）

行政職2級以下職員及びaに掲げる職員について、平成18年現給保障額の廃止等に伴う経過措置額を積算するための保障元額（＝「人事委員会ですらる額」）について規定する。

○平成24年改正条例附則（抄）

（経過措置）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を

受ける職員のうち次のいずれかに該当する職員であって、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額（行政職給料表の適用を受ける職員で職務の級が1級又は2級であるもの（以下「行政職2級以下職員」という。）並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の級及び号給が行政職2級以下職員に対応するものとして、人事委員会規則で定めるもの）にあつては、当該職員が同日において受けていた給料の月額を勘案して人事委員会規則で定める額）に達しないこととなるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1)及び(2) 略

⑤ 転職、降格等があった職員の経過措置額の算定（第5条関係）

平成24年4月1日以降、転職により適用される給料表が異なる職へ異動した職員その他所要の調整が必要となる職員について、平成18年現給保障額の廃止等に伴う経過措置額の算定方法について規定する。

○平成24年改正条例附則（抄）

（経過措置）

4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成25年3月31日までの間、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

⑥ 人事交流等職員の経過措置額の算定（第6条関係）

a 平成24年4月1日以降、新たに給料表の適用を受けることとなる職員で、任用の事情等を考慮して所要の調整が必要となるもの（＝人事交流等職員）について、当該職員が平成24年改正条例の施行日の前日（同年3月31日）から人事交流等職員として在職していたとした場合に同条例附則第3項の規定により給料として支給される額に相当する額を、給料として支給する。

b aに掲げる職員で、平成24年4月1日以降、更に⑤に掲げる転職、降格等をしたものについて、当該職員が平成24年改正条例の施行日の前日（同年3月31日）から人事交流等職員として在職していたとした場合に⑤に定めるところにより給料として支給される額に相当する額を、給料として支給する。

○平成24年改正条例附則（抄）

（経過措置）

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成25年3月31日までの間、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

⑦ この規則により難い場合の措置（第7条関係）

平成24年改正条例附則の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる旨を規定する。

○平成24年改正条例附則（抄）

（人事委員会への委任）

8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

⑧ 規則の失効（附則関係）

当該規則の失効について規定する。（当該規則の効力は、③に規定する緩和措置が終了

する平成27年3月31日限りとする。)

(施行日：平成24年4月1日)

イ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第6項の規定に基づく人事委員会の承認

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成24年鳥取県条例第41号)附則第6項の規定に基づき知事から申請のあった給料の調整について、以下のとおり承認する。

(ア) 申請内容

① 調整の対象となる職員

平成24年改正条例附則第3項から第5項までの規定に基づく経過措置を受ける職員のうち、自らの意志により希望して降任したものであって、平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則(平成18年鳥取県人事委員会規則第14号)第4条第1項第3号等の規定の適用を受けていたものとする。

② 調整の内容

次の③の調整期間中、①の職員の給料月額、平成25年3月31日においてその者が給料月額ほかに給料として支給されることとなる額の2分の1に相当する額を同日における給料月額に加算した額とする。

※ この調整がなかったとした場合の給料月額が当該給料月額に加算した額を超える場合は除く。

③ 調整の期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日までとする。

○平成24年改正条例附則(抄)

(経過措置)

6 前3項に規定する職員のうち、その者が平成25年3月31日において受ける給料の月額と同年4月1日において受けることとなる給料の月額を比較して任命権者が特に必要と認めるものについては、人事委員会の承認を得て、同日から平成26年3月31日までの間の給料月額について必要な調整を行うことができる。

○平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則(抄)

(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(中略)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1)及び(2) 略

(3) 基準級より下位の職務の級に降格をした場合(中略) 切替日の前日において当該降格後の職務の級(中略)に降格をしたものとした場合(切替日以降に基準級より下位の職務の級への降格を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合)に、改正前の初任給規則第8条の5の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額

(4)~(10) 略

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額(中略)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(この規則により難しい場合の措置)

第6条 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部局内の他の職員との均衡を著しく失うと認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

ウ 管理職手当に関する規則の一部改正

(ア) 改正理由

職員の給与に関する報告及び勧告において管理職手当を給料月額と同様に引き上げるとしたことに伴い所要の改正を行う。

(イ) 規則の概要

管理職手当の月額を1.9パーセント引き上げる。

(施行日：平成24年4月1日)

エ 職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額の調整に関する規則の一部改正

(ア) 改正理由

職員の給与に関する条例の一部が改正され、給料表に定める給料月額等に乗じることとされる割合が改められたことに伴い、これにより他の職員との権衡を失うこととなる場合の給料月額の調整について所要の改正を行う。

(イ) 規則の概要

- ① 公安職給料表7級及び医療職給料表(3)6級の適用を受ける職員の給料月額を調整するため、当該給料月額に乗ずることとされる割合を改める。
- ② 公安職給料表4級、教育職給料表(1)及び(2)、研究職給料表、医療職給料表(1)及び(2)並びに同給料表(3)3級の適用を受ける職員の給料月額の調整を廃止する。
- ③ その他所要の規定の整備を行う。

(施行日：平成24年4月1日)

オ 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の廃止

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部が改正され、給与構造改革による給料の切替えに伴う経過措置が平成24年3月31日で廃止されることに伴い、必要性の失われた当該規則を廃止する。

(施行日：平成24年4月1日)

カ 「平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の運用について」の廃止  
オの規則を廃止することに伴い、規則の運用について定めた当該通知を廃止する。

(適用日：平成24年4月1日)

(2) 平成24年度組織改正関係

組織改正、職の新設等に伴い、以下の関係規定等を整備する。

(施行日及び適用日は、いずれも平成24年4月1日)

ア 給料表の適用範囲に関する規則の一部改正

それぞれの給料表が適用される職員について規定する。

イ 「給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について」の一部改正

医療職給料表(2)等が適用される職員について規定する。

ウ 管理職手当に関する規則の一部改正

管理職手当を支給する職及び区分等を規定する。

エ 「管理職手当に関する規則別表第1中の「人事委員会が承認したもの」について」の一部改正

管理職手当の区分が複数格付けされている職のうち、上位の区分とする職を包括的に承認するもの。

オ 職員の職務の級の分類に関する規則の一部改正

給料表に定める職務の級の分類について規定する。

カ 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正

一般職員で構成する職員団体に加入することができない管理職員等の範囲を規定する。

キ 「職の区分表について」の一部改正

組織改正、職の新設等に伴う所要の改正を行う。

(3) 公平委員会受託事務関係

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正

ア 改正理由

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体（以下「委託団体」という。）において行政組織の改正が行われること等に伴い、委託団体における管理職員等の範囲について所要の改正を行う。

イ 規則の概要

組織改正、職の設置その他の改正・見直しに伴い、一般職員で構成する職員団体に加入することができない管理職員等の範囲を改正する。

(施行日：平成24年4月1日)

(4) 薬剤師初任給、医療職前歴換算等の見直し関係

【薬剤師初任給の見直し】

ア 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

(ア) 改正理由

6年制課程を卒業した薬剤師の学歴免許等資格区分表及び初任給基準表について、所要の改正を行う。初任給基準表については、行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表(2)「その他」における「大学6卒」の区分の初任給水準が「大学卒」の区分の初任給水準よりも12号給高く設定されていることとの均衡を踏まえ、水準を設定することとする。

(イ) 規則の概要

医療職給料表(2)が適用される6年制課程を卒業した薬剤師の初任給の級号給は、「大学卒」よりも12号給高い2級17号給とする(行政職給料表、研究職給料表が適用される薬剤師の初任給については、従前の「大学6卒」の区分を適用する。)

薬剤師法の一部を改正する法律(平成16年法律第134号)附則第3条の規定により薬剤師となった者(薬学4年制課程を卒業し修士又は博士課程を修了した者で、6年制課程の卒業に必要な単位の取得、薬学実務実習の履修等の一定の要件を満たす者)の初任給基準表の学歴免許欄の適用については、「大学6卒」の区分とする。

(施行日：平成24年4月1日)

【医療職前歴換算の見直し】

ア 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

(ア) 改正理由

現行規定では、医療職給料表(2)の適用を受ける職員(免許必要職)の経歴のうち、経験年数換算の対象となるものは、免許取得後における免許必要職に従事した経歴に限られており、他の経歴については一切換算の対象とはされていない。かかる換算方法は他の給料表が適用される他職種の職員と比較して不均衡であるばかりでなく、同一の採用職種間においても、適用給料表が異なることにより換算方法に不均衡が生じることになる。こうした不均衡を是正すべく、医療職給料表(2)の適用を受ける職員(免許必要職)の経験年数換算の対象となる経歴を見直すこととする。

医療職給料表(1)(3)の適用を受ける職員の経験年数換算の対象となる経歴のうち、免許取得後のものについても、同様の問題が存在することから、今回の改正に併せ、経験年数換算の対象となる経歴を見直すこととする。また、医療職給料表(3)の適用を受ける職員の免許交付前の経歴についても、医療職給料表(2)の適用を受ける職員(免許必要職)との均衡から、経験年数換算の対象となる経歴を見直すこととする。

(イ) 規則の概要

医療職給料表(2)の適用を受ける職員(免許必要職)及び医療職給料表(1)(3)の適用を受ける職員の免許取得後の経歴の換算方法については、他の給料表と同様に、全ての経歴を換算対象とする。

医療職給料表(2)の適用を受ける職員(免許必要職)の免許取得前の経歴については、免許職の業務に関係がある業務に従事した経歴を換算対象とする。

医療職給料表(3)の適用を受ける職員の免許取得前の経歴については、免許交付前に免許職の業務に関係がある業務に従事した経歴を換算対象に加える。

	免許取得後	免許取得前
医療職(2)	100%：当該免許に基づく業務 80%：その他の業務 25%：無職 (現行行政職等50%→25%)	80%：免許必要職の関連業務(現行0%) 0%：その他
医療職(3)	上記と同じ	100%：准看護師、0%：その他 80%：免許交付前の看護業務等在職期間 ※医療(2)の取扱との均衡
医療職(1)	上記と同じ	0%：現行どおり

イ 「医療職給料表(1)(2)(3)の適用を受ける職員の初任給算定基準の改正に伴う在職者の号給の決定について」の新設

(ア) 新設理由

医療職給料表(1)(2)(3)の適用を受ける職員の初任給算定基準が改められることに伴い、部局内の他の職員との均衡を勘案し、在職者の号給を調整することができることとする。

(イ) 通知の概要

医療職給料表(1)(2)(3)の適用を受ける職員の初任給算定基準の改正により、新たに前歴換算の対象となった経歴を有する在職者の号給については、当該経歴に係る換算年数に免許取得前換算年数を加えた年数1年につき、4号給加算することができる旨を規定する。  
(施行日又は適用日：平成24年4月1日)

#### 【司法試験予備試験に係る見直し】

ア 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正

(ア) 改正理由

法科大学院の修了者と同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定する目的で実施される司法試験予備試験の合格者の学歴免許の取扱いを定めるため、国の制度内容も勘案し、学歴免許等資格区分表の改正を行う。

(イ) 規則の概要

学歴免許等資格区分表の「専門職学位課程修了」の資格欄に「人事委員会が認める学歴免許等の資格」を加える。

イ 「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正

(ア) 改正理由

司法試験予備試験合格者の学歴免許の取扱いを定めるため、学歴免許等資格区分表(甲表)の改正を行う。

(イ) 通知の概要

学歴免許等資格区分表(甲表)の「専門職学位課程修了」の資格欄に「司法試験予備試験の合格」を加える。

(施行日又は適用日：平成24年4月1日)

#### 【その他】

「職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について」の一部改正

ア 改正理由

職員期間の経験年数について、休職等の期間の割落としをしないこととした平成20年3月改正の内容が失われていることから、適切な内容の規定とすべく所要の改正を行う。

教育職員が直接教育に従事した期間について、非常勤職員の経験年数の割落としの対象としていなかった従前の規定の内容が失われていることから、適切な内容の規定とすべく所



要の改正を行う。

イ 通知の概要

休職等期間の割落としの対象を職員期間以外の期間とする。

教育職員が直接教育に従事した期間の経験年数について、非常勤職員の経験年数の割落としの対象外となる旨を規定する。

(適用日：施行日)

(5) その他

ア 人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正

(ア) 改正理由

平成24年度の組織改編において、本庁の課長補佐級及び係長級について、原則として職名をそれぞれ「課長補佐」及び「係長」に統一することとなったため、改正を行うもの。

(イ) 規則の概要

知事部局本庁に準じて、人事委員会事務局の職員の職名について、副主幹を係長に改める。

(施行日：平成24年4月1日)

イ 鳥取県人事委員会文書の管理に関する規程の新設

(ア) 新設理由

公文書等の管理に関する法律により、地方公共団体の保有する文書についても、適正な管理に関して必要な施策を策定し実施するよう努めなければならないとされ、鳥取県公文書等の管理に関する条例が制定された。この条例が平成24年4月1日から施行されることに伴い、人事委員会における公文書の管理に関する規程を定めようとするものである。

(イ) 規程の概要

公文書等の作成、保存、利用等について、原則として知事の事務部局の例によることとする。ただし、委員会独自の内容として、文書管理の体制及び委員会の議事録の保存期間を明記する。(従来、処務規程において例によると規定していたものについて別規程を設けるもの。)

(施行日：平成24年4月1日)

ウ 「職員の定年に関する制度の運用について」の一部改正

(ア) 改正理由

平成16年4月1日から特定地方独立行政法人及び一般地方独立行政法人が設置されることとなった。

当該法人に県職員を退職させて派遣し、定年に達する日以後に県に採用する人事管理が行われる予定であるため、このたび通知内容を整備するもの。

(イ) 通知の概要

定年に達する日以降であっても、採用することができる人事委員会が認める職に、職員の退職手当に関する条例第9条第5項に規定する特定地方独立行政法人の公務員及び特定一般地方独立行政法人等職員の職を加える。

(適用日：施行日)

7 次回の人事委員会の開催

平成24年4月16日(月)午前10時から開催することとした。